

個人情報保護法第24条に係る委員会規則の改正について

- 個人情報保護委員会においては、平成29年12月7日から平成30年1月5日まで「個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則（案）」（※）について、広く国民の皆様からの意見募集を行った。
 - ※ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第24条の規定に基づき、個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として定めるものに関する規則を定めるものである。

- その結果寄せられた意見とそれに対する当委員会の考え方については、平成30年1月26日の第51回個人情報保護委員会において審議したとおりである。寄せられた意見を踏まえ、「個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則」について、資料1-2のとおり定めることとしたい。

- なお、公布・施行日については5月9日（水）を予定している。